

国 河 環 保 第 2 号  
平成 2 3 年 5 月 1 1 日

各 地 方 整 備 局 河 川 部 長  
北 海 道 開 発 局 建 設 部 長 宛  
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長

河川局河川環境課  
河川保全企画室長

都道府県等管理河川における河川維持管理状況等に関する調査について

標記については、「河川維持管理計画に基づく河川維持管理の推進について」（平成23年5月11日付国河環第10号河川環境課長通知）により通知したところですが、記の「6. 河川維持管理における地域との連携について」（2）における「都道府県等管理河川における河川維持管理状況等に関する調査」については、別添実施要領により取り組むこととしていますので、ご協力をお願いいたします。

本件で得られた調査結果は、技術基準類の充実に向けた検討に活用するとともに、都道府県等管理河川における河川整備並びに災害復旧事業の推進に係る検討資料としても活用するものです。

また、同様の趣旨について、都道府県等に対し別紙「都道府県等管理河川における河川維持管理状況等に関する調査について」を通知していることを申し添えます。

なお、「都道府県等管理河川における維持管理状況定期調査の試行について」（平成21年3月3日付国河治保第7号河川保全企画室長通知）は、廃止します。

国河環保第2-2号  
平成23年5月11日

各都道府県、政令市 河川主管部長 宛

国土交通省河川局  
河川環境課河川保全企画室長

都道府県等管理河川における河川維持管理状況等に関する調査について

適切な河川維持管理につきましては、「効果的・効率的な河川維持管理の推進について」（平成23年5月11日付国河環保第1号河川保全企画室長通知）によりお願いしたところですが、今後、河川法第9条又は第10条に基づき都道府県知事又は指定都市の長が管理することとされた区間の河川（以下「都道府県等管理河川」という。）における河川維持管理の技術基準に関して、さらに充実させていくために、都道府県等管理河川における河川維持管理を通じて得られた技術的知見等を集積していく所存です。そこで、都道府県等管理河川における河川維持管理状況及び技術的課題等に関する調査として、別添実施要領により取り組みたいと考えておりますので、特段のご協力をお願いいたします。

また、本件で得られた調査結果は、技術基準類の充実に向けた検討に活用する他、都道府県等管理河川における河川整備並びに災害復旧事業の推進に係る検討資料としても活用するものであることを申し添えます。

なお、「都道府県等管理河川における維持管理状況定期調査の試行について」（平成21年3月3日付国河治保第8号河川保全企画室長通知）は、廃止します。

## 都道府県等管理河川における河川維持管理状況等に関する調査実施要領

### 1. 目的

都道府県等管理河川における河川維持管理状況及び技術的課題等に関する調査を行い、もって技術基準等の充実、及び効果的・効率的な河川維持管理の推進に資することを目的とする。

### 2. 実施頻度

調査は、都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）を対象に毎年度実施する。

### 3. 調査実施者

調査実施者は、地方整備局等及び都道府県等の担当職員とする。

### 4. 調査の内容

#### (1) 河川維持管理状況に関する調査

都道府県等の調査実施者は、都道府県等管理河川における維持管理状況等について、その管理する河川の基礎情報である「調査票－1」、維持管理状況をまとめた「調査票－2」、及び維持管理に係る技術上の課題等をまとめた「調査票－3」を作成し、地方整備局等に提出する。

なお、当面、上記の調査票により行うこととするが、これらの内容については以下の技術会議において検討を加えていくこととする。

#### (2) 河川維持管理に係る技術会議の開催

地方整備局等は、「調査票－1～3」等を使用して、管内の調査実施者等が参加する河川維持管理についての情報交換を行う技術会議等を開催する。

また、維持管理技術の向上や基準の充実等を検討するため、各地方整備局等の技術会議等代表者と本省担当官等からなる全国会議も併せて設置する。

#### (3) 地方整備局等による調査結果の報告

地方整備局等は、「調査票－1～3」及び技術会議の内容等を河川局関係課に提出し報告する。

なお、提出先、提出時期等の詳細は、別途河川局関係課より通知する。提出された「調査票－1」の内容は、全国集計して実施者にフィードバックするとともに、「調査票－2、3」の内容と併せて、全国会議における検討資料とする。

### 5. その他

実施に当たって、改善が必要になった場合は、適宜、見直しを行う。

記入年月日： \_\_\_\_\_ 都道府県等名： \_\_\_\_\_ 記入者（所属・氏名）： \_\_\_\_\_

調査項目		1級河川指定区間	2級河川	備考
管理河川	水系数（水系）※			※当該項目については、河川管理統計として国土交通省に提出した数値、若しくは提出予定の数値があれば、その数値を使用してください。
	河川数（河川）※			
	管理延長（km）※			
	河川区域面積（ha）※			
	（うち1号地）（ha）※			
	（うち2号地）（ha）※			
	（うち3号地）（ha）※			
河川管理施設	堤防延長（km）			
	河川構造物数（施設）			
	（うち堰の数）（施設）			
	（うち水門の数）（施設）			
	（うち樋門の数）（施設）			
	（うち揚排水機場の数）（施設）			
	水位観測所数（施設）			
	流量観測所数（施設）			
雨量観測所数（施設）				
許可工作物数（施設）				
（うち堰の数）				
（うち樋門の数）				
（うち橋梁の数）				
（その他許可工作物の数）				
河川維持管理計画策定河川数（河川）				
洪水予報指定河川数（河川）				
水位情報周知河川数（河川）				
浸水想定区域の指定・公表河川数（河川）				

記入年月日： \_\_\_\_\_ 都道府県等名： \_\_\_\_\_ 記入者（所属・氏名）： \_\_\_\_\_

記入項目		区間設定毎の維持管理実施状況						
		記入例	区間設定 1	区間設定 2	区間設定 3	区間設定 4	区間設定 5	
区間設定	区間設定の有無（有場合はその名称）	有、重点区間						
	区間設定の考え方	有堤区間						
	管理区間全体に占める当該区間設定の延長比	〇%						
河道・河川区域の管理	河川巡視の頻度、時期	1回/週、年間を通じて平日に実施						
	定期縦横断測量の頻度、時期	1回/10年及び大規模な出水後						
	その他の定期監視体制の頻度、時期	橋上からの定点写真撮影						
	流下能力の把握の頻度、時期	定期縦横断測量後に確認						
河川管理施設の管理	堤防・護岸点検の頻度	1回/年、出水期前（4～5月）						
	堤防除草の頻度	1回/年、点検前（4～5月）						
	堤防・護岸点検結果の記録	河川カルテに記録						
	機械設備を有する河川管理施設（樋門、水門、排水機場等）の点検の実施状況	月点検	未実施					
		年点検	実施（出水期前）					
		臨時点検	実施					
	水文観測施設（水位計・雨量計等）の点検の頻度、時期	1回/年、出水期前（4～5月）						
河川カルテ（点検結果の記録）の有無	無、施設管理台帳に記録							
許可工作物	設置者と共同で点検した許可工作物数	〇施設						

記入年月日： \_\_\_\_\_ 都道府県等名： \_\_\_\_\_ 記入者（所属・氏名）： \_\_\_\_\_

維持管理上の技術的な課題、維持管理における新たな取り組み等

事 務 連 絡  
平成 2 3 年 5 月 1 1 日

各 地 方 整 備 局 河 川 部 河 川 管 理 課 長 殿  
地 域 河 川 課 長 殿  
北 海 道 開 発 局 建 設 部 河 川 管 理 課 長 補 佐 殿  
地 域 事 業 管 理 官 殿  
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 流 域 調 整 課 長 殿

河川局河川環境課河川保全企画室 課長補佐

治 水 課 流 域 治 水 室 課 長 補 佐

防 災 課 課 長 補 佐

都道府県等管理河川における河川維持管理状況等に関する調査の調査結果の提出について

標記については、平成 2 3 年 5 月 1 1 日付国河環保第 2 号により通知されたところですが、実施要領 4. (3) の「地方整備局等による調査結果の提出」については、下記の通りとするのでよろしくをお願いします。

なお、「都道府県等管理河川における維持管理状況定期調査要領（案）に基づく調査結果の提出について」（平成 2 1 年 3 月 3 日付事務連絡）は、廃止します。

#### 記

1. 効果的・効率的な河川維持管理の推進に係る検討資料として活用するので、地方整備局等は、河川維持管理に関する技術会議等終調査完了後すみやかに「調査票－1～3」及び地方整備局等が開催する技術会議の内容を河川局河川環境課河川保全企画室に提出すること。
2. 社会資本整備総合交付金等に係る事業計画打合せ時の検討資料として活用するので、都道府県等との事業計画打合せ時の資料として、最新の「調査票－1～3」を添付すること。
3. 災害復旧対策の推進に係る検討資料として活用するので、都道府県等は災害査定計画書送付時の資料として、最新の「調査票－1～3」を添付すること。ただし、最新の「調査票－1～3」が、既に別の災害査定計画書の添付資料として提出されている場合は、この限りではない。